

外部診断器(スキャンツール)の貸出および  
外部診断器取扱い講習の開催について

近年、HV・EVなどのエコカーを筆頭に、安全性能と環境性能の向上を図るため、電子制御による新技術の採用が進んでおり、こうしたクルマの点検・整備にはスキャンツールという外部診断器の活用が必須となっております。

しかし、外部診断器を保有していない事業場がいまだに多く見受けられることから、振興会では普及促進を目的として、次ページ取扱い要領により外部診断器の貸出を行います。

なお、貸出につきましては、以下の条件により、「外部診断器取扱い講習」の受講が必要となります。

外部診断器の貸出対象事業場

貸出事業場は以下の条件を全て満たす事業場とする。

- (1) 山口県自動車整備振興会の会員
- (2) FAINESの通常会員
- (3) 外部診断器取扱い講習を受講した者が所属する事業場又は、一級自動車整備士等で診断器の取扱いについて知識を有すると認められる者が所属する事業場。

外部診断器取扱い講習の開催について

上記、外部診断器の貸出を行うため、取扱い講習を行いますので、貸出を希望される事業場におかれましては、開催日時などお問い合わせください。

講習場所            自動車整備研修センター  
                             山口市宝町604番地

講習定員            15人まで

講習費用            540円(税込み) 資料代含む

問い合わせ先    自動車整備研修センター教育課    野上・山近  
                         TEL083-928-8282    /    FAX083-924-8001

「外部診断器取扱い講習」      申込用紙

受講者氏名 \_\_\_\_\_

認証番号    (    Y -            )

事業場名

所在地

T E L

F A X

コピーしてお使い下さい。

(hp-yaspa)

# 外部故障診断器貸出に関する取扱い要領

一般社団法人 山口県自動車整備振興会

## 1. 貸出機種

貸出しする外部故障診断器(以下、診断器)は次の機種とし、診断器本体、マニュアル、中間ケーブル及び電源ACアダプターを1セットとする。

デンソーDST - 2、バンザイMST - 2000、アルティアSSS - 01

1回の貸出は、何れかの1セットとする。

## 2. 貸出

- (1)借受を希望する者は、貸出窓口に事前に空き状況を電話等により確認の上予約する。
- (2)借受を希望する者は、診断器貸出申込書に必要事項を記入し、貸出窓口に提出する。
- (3)診断器の受渡しは貸出窓口でのみ行い、申込者(申込事業場)である事を確認し、貸出を行う。また、返却は振興会職員が貸出診断器を確認の上、受け取ることにする。

## 3. 貸出窓口等

貸出返却窓口は、自動車整備研修センター受付窓口とする。なお、貸出時間、返却時間は原則として振興会業務時間内とする。

## 4. 貸出期間

原則として1回の貸出は、貸出日を含め5日以内(土・日曜日、祝日を除く)とし、期間内に返却するものとする。なお、貸出した診断器が返却されるまでは、新たな診断器の貸出は行わない

## 5. 貸出対象者

貸出事業場は以下の要件を全て満たす事業場とする。

- (1)山口県自動車整備振興会の会員
- (2)FAINESの通常会員
- (3)外部故障診断器取扱い講習を受講した者が所属する事業場又は、一級自動車整備士等で診断器の取扱いについて知識を有すると認められる者が所属する事業場。

## 6. 貸出料金

診断器の利用料金は、無料とする。

## 7. 禁止事項

診断器の又貸しは、一切禁止とする。

## 8. 取扱い等

- (1)貸出を受けた事業場は取扱いを慎重に行うこと。診断器が使用中に故障した場合は、速やかに自動車整備研修センターに連絡し、指示を受けること。
- (2)故障による修理費は、借受人における実費負担とする。
- (3)貸出期間中の紛失や盗難は、借受人における実費負担とする。

## 9. その他

診断器が貸出中または、振興会・商工組合が研修、講習で使用する場合には貸出が出来ないことがある。

付則 この取扱いは平成25年8月1日から実施する。